職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1　基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるＰＤＣＡサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができます。

（参考資料等）　・災防規程：第 10 条の２に記載されています。
・リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
・こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2　安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等）　・災防規程：7 条。50 人以上はさらに第 4 条～6 条、10 条

3　安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重１㌧以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等）　・災防規程：第 11 条～12 条、16 条

4　健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成 27 年 12 月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

（参考資料等）　・災防規程：第 79 条、82 条
・陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照
http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5　荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等）　・災防規程：第 23～25 条、30～31 条、33～34 条、48 条、53 条、56 条、63 条
・フォークリフトの安全Ｑ＆Ａ５０（陸災防図書　平成 24 年 3 月）
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号）

6　交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等）　・災防規程：第 71 条
・交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書　平成 24 年 3 月）

沖労発基0509第５号
平成29年５月９日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部長　殿

沖縄労働局長

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の一部を改正する指針等について

平素から労働安全衛生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては平成29年３月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第29号。）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正により、医師又は歯科医師から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の４に基づき行われる意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合、当該情報を提供することが事業者の義務とされたところであり、法第66条の５第２項の規定に基づき公表されている健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成８年健康診断結果措置指針公示第１号）について、平成29年４月14日付けで所要の改正が行われ、平成29年６月１日から適用されることとなりました。

改正点は別紙１の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙２のとおりです。つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

別紙１

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針　新旧対照表

別紙２

改正後	現行
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針	健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針
平成８年10月１日　健康診断結果措置指針公示第１号 改正　平成12年３月31日　健康診断結果措置指針公示第２号 改正　平成13年３月30日　健康診断結果措置指針公示第３号 改正　平成14年２月25日　健康診断結果措置指針公示第４号 改正　平成17年３月31日　健康診断結果措置指針公示第５号 改正　平成18年３月31日　健康診断結果措置指針公示第６号 改正　平成20年１月31日　健康診断結果措置指針公示第７号 改正　平成27年11月30日　健康診断結果措置指針公示第８号 改正　平成29年４月14日　健康診断結果措置指針公示第９号	平成８年10月１日　健康診断結果措置指針公示第１号 改正　平成12年３月31日　健康診断結果措置指針公示第２号 改正　平成13年３月30日　健康診断結果措置指針公示第３号 改正　平成14年２月25日　健康診断結果措置指針公示第４号 改正　平成17年３月31日　健康診断結果措置指針公示第５号 改正　平成18年３月31日　健康診断結果措置指針公示第６号 改正　平成20年１月31日　健康診断結果措置指針公示第７号 改正　平成27年11月30日　健康診断結果措置指針公示第８号
１　趣旨　（略）	１　趣旨　（略）
２　就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項 (1)　健康診断の実施　（略） (2)　二次健康診断の受診勧奨等　（略） (3)　健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取 事業者は、労働安全衛生法第66条の４の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。 イ　意見を聴く医師等　（略） ロ　医師等に対する情報の提供 事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の８、第66条の９及び第66条の10第３項の規定に基づく医師による面接指導等の結果又は労働者から同意を得て事業者に提供された法第66条の10第１項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に関する情報を提供することも考えられる。 なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第51条の２第３項等の規定に基づき、事業者は、医師等から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供する必要がある。 また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。 ハ　意見の内容　（略） (4)　就業上の措置の決定等　（略） (5)　その他の留意事項　（略）	２　就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項 (1)　健康診断の実施　（略） (2)　二次健康診断の受診勧奨等　（略） (3)　健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取 事業者は、労働安全衛生法第66条の４の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。 イ　意見を聴く医師等　（略） ロ　医師等に対する情報の提供 事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の８、第66条の９及び第66条の10第３項の規定に基づく医師による面接指導等の結果又は労働者から同意を得て事業者に提供された法第66条の10第１項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に関する情報を提供することも考えられる。 また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。 ハ　意見の内容　（略） (4)　就業上の措置の決定等　（略） (5)　その他の留意事項　（略）
３　派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項（略）	３　派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項　（略）